

市民局における公衆街路灯LED化事業に係る不適正な事務処理等を踏まえた 事業の適正化と再発防止策について

市民局の公衆街路灯LED化事業において、将来にわたる債務の負担を予算で定める債務負担行為に関し、その執行力が設定年度に限られるにもかかわらず、設定年度以降も有効と誤認し、債務負担行為の追加設定を行わずに増額変更契約行為が行われ、また、公衆街路灯の維持管理計画を上回ることを認識しながら必要な手当てを講じることなく事務執行がなされるなど、過去の局長以下管理職及び担当者による債務負担行為に関する誤認や執行管理上のチェック体制の不備等に起因する不適正な事務処理が確認され、議会や市民の信頼を著しく損ねる事態となった。

また、市の重要な意思決定に関する事件を議決する議事機関である議会への報告が、本事案を覚知してから2か月以上経過していたことについて、議会軽視との厳しい批判があることは、真摯に受け止めなければならない。

市民局における今回の事案を受け、令和5年9月1日現在で債務負担行為に基づく契約を締結し履行中の案件、具体的には、令和5年度一般会計特別会計予算及び予算説明書・水道事業会計予算及び予算説明書・病院事業会計予算及び予算説明書・下水道事業会計予算及び予算説明書に掲載されている令和5年度設定分の債務負担行為（173事項）のうち既に契約等を行っているもの、また、令和4年度以前設定分の債務負担行為（434事項）に基づき契約等を行っているものについて、契約変更等に当たり当該年度中に債務負担行為の設定を行っていないものがないか、全庁調査を実施した。

その結果、次頁・次々頁の「債務負担行為に基づく契約における不適正な事務処理一覧」のとおり、21事項・24契約において不適正な事務処理が確認された。

このうち、11事項・11契約は、債務負担行為設定年度の前年度末に、いわば準備行為的に契約締結したものであり、設定年度においてその適正性は治癒されているものと考えられるが、不適正な事務処理であることに変わりはない。

一方、残る10事項・13契約は、いずれも市民局における今回の事案と同様、契約の変更等に当たり当該年度中に債務負担行為の設定を行っておらず、いずれも債務負担行為に関する誤認に起因し、弁解の余地は全くなく、後年度の支出義務の適正化が必要である。

市民局における今回の事案及び全庁調査結果は、市全体として重く受け止めなければならない。市職員一人ひとりが、改めて予算執行と契約事務は密接に関わるものであることをしっかりと認識し、制度・法令に則って適正に事務執行を行い、組織全体としてコンプライアンスを確保していく必要がある。強い決意を持って速やかに以下の再発防止策に取り組み、全力で信頼回復に努める。

また、今後、議事機関である議会の権能に関わる事案など、今回のような重大な事案が発生した場合には、危機管理事案として速やかに議会への相談を行い、適切に対処する。

債務負担行為に基づく契約における不適正な事務処理一覧

■ 令和5年度中に履行中の契約等

No.	債務負担行為事項名 〔所管局・部〕	限度額 (単位:千円)	設定年度	期間	事業内容	契約名	不適正な事由
1	認証システム機器賃借料(平成30年度更新分) 〔都市戦略本部〕 (デジタル改革推進部)	468,646	平成30年度	平成30年度 ～ 令和5年度	本市の情報系・基幹システム の認証を管理する共通認証 システムを賃借するもの。	さいたま市共通認証システム賃借 (2019年度更新分)	消費税増税に対応するため、令和 元年度に変更契約を行ったが、必 要となる債務負担行為を追加設定 していなかったもの。
2	福祉系統合システム機器賃借料 〔都市戦略本部〕 (デジタル改革推進部)	634,380	平成30年度	平成30年度 ～ 令和6年度	介護保険システム、高齢者福祉 システムにて使用する機器等 ハードウェア(付属品を含む) 及びソフトウェアを賃借 等するもの。	さいたま市福祉系サーバ等賃借	消費税増税に対応するため、令和 元年度に変更契約を行ったが、必 要となる債務負担行為を追加設定 していなかったもの。
3	次世代型スポーツ施設 整備事業アドバイザー業務 〔スポーツ文化局〕 (スポーツ部)	26,255	令和4年度	令和4年度 ～ 令和6年度	事業の実施に必要な、財務、 法務、技術等の専門知識及び 整備事業者の公募のための各 種資料の作成・公表、民間事 業者の選定並びに契約締結に 係る一連の支援の委託を行う もの。	さいたま市次世代型スポーツ施設整 備等事業アドバイザー業務(その 2)	令和4年度に設定した債務負担行為 であり令和4年度中に契約すべきと ころ契約せず、効力が失効した次 年度に契約を締結したものの。
4	保健システム機器等賃借料 〔保健衛生局〕 (保健所)	277,155	平成30年度	平成30年度 ～ 令和6年度	さいたま市保健システムハード ウェア及びソフトウェア等 の賃借を行うもの。	さいたま市保健システムハード ウェア等賃借 さいたま市保健システムソフト ウェア等賃借	消費税増税に対応するため、令和 元年度に変更契約を行ったが、必 要となる債務負担行為を追加設定 していなかったもの。
5	電子図書購読料 〔保健衛生局〕 (市立病院病院経営部)	8,399	令和3年度	令和4年度 ～ 令和6年度	医療系電子書籍の購読を行う もの。	Up To Date	債務負担行為の設定を行わずに、 複数年度にわたる電子書籍の購読 契約を締結し、その後、令和3年度 に債務負担行為を設定したものの。
6	周産期棟改修に伴う医療 総合情報システム構築賃借 〔保健衛生局〕 (市立病院病院経営部)	39,691	令和4年度	令和4年度 ～ 令和6年度	東館開院に伴い、電子カルテ システムや医事会計システム 等、病院運営に関わる約30の システムを包括した医療総合 情報システムの賃借について 増額変更を行うもの。	さいたま市立病院医療総合情報シ ステム更新賃借(新病院)	オンライン資格確認未の不足分1 台追加について、必要となる債務 負担行為を設定することなく、増 額変更契約を締結したものの。
7	岩槻本町保育園仮設園 舎賃借料 〔子ども未来局〕 (子育て未来部)	71,720	令和3年度	令和3年度 ～ 令和5年度	岩槻本町保育園の現地建替え に伴い、建替えの間、仮設園 舎を賃借するもの。	さいたま市立岩槻本町保育園仮設 園舎賃借(R4.11～R6.2)	令和3年度に設定した債務負担行為 であり令和3年度中に契約すべきと ころ契約せず、効力が失効した次 年度に契約を締結したものの。
8	一般廃棄物(可燃物) 収集運搬業務(平成30 年度契約分) 〔環境局〕 (資源循環推進部)	3,041,389	平成30年度	平成30年度 ～ 令和8年度	一般廃棄物の収集運搬業務を 行うもの。	さいたま市一般廃棄物(可燃物)収 集運搬業務(岩槻区東地域) さいたま市一般廃棄物(可燃物)収 集運搬業務(西・大宮・北区) さいたま市一般廃棄物(可燃物)収 集運搬業務(南・桜区)	消費税増税に対応するため、令和 元年度に変更契約を行ったが、必 要となる債務負担行為を追加設定 していなかったもの。
9	真福寺貝塚泥炭層地下 水位観測業務 〔教育委員会事務局〕 (生涯学習部)	2,732	令和3年度	令和4年度 ～ 令和8年度	国指定史跡真福寺貝塚の保存 活用に向けて、泥炭層におけ る地下水位の変動を把握する もの。	真福寺貝塚泥炭層地下水位観測業 務委託	令和3年度に設定した債務負担行為 であり令和3年度中に契約すべきと ころ契約せず、効力が失効した次 年度に契約を締結したものの。
10	消防救急デジタル無線 基地局設置施設賃借 〔消防局〕 (警防部)	247,540	平成25年度	平成26年度 ～ 令和5年度	消防救急デジタル無線基地局 の設置に係る施設賃借契約 を締結するもの。	消防救急デジタル無線基地局設置 施設賃借業務	消費税増税に対応するため、令和 元年度に変更契約を行ったが、必 要となる債務負担行為を追加設定 していなかったもの。

No.	債務負担行為事項名 〔所管局・部〕	限度額 (単位:千円)	設定年度	期間	事業内容	契約名	不適正な事由
11 (準備行為)	大宮区役所新庁舎整備事業(追加分その4) 〔市民局〕 (区政推進部)	96,089	令和3年度	令和4年度 ～ 令和20年度	大宮区役所新庁舎整備事業の維持管理等について、物価改定を行うもの。	大宮区役所新庁舎整備事業 仮契約書第81条に関する確認書【令和3年度物価改定(施設供用開始後の改定)】	令和3年度予算において債務負担行為を設定したにもかかわらず、令和2年度末に契約を締結したものの。
12 (準備行為)	一般撮影装置外保守業務 〔保健衛生局〕 (市立病院病院経営部)	88,924	令和3年度	令和4年度 ～ 令和7年度	レントゲン撮影装置の保守管理の委託を行うもの。	さいたま市立病院一般撮影装置外保守業務	令和3年度予算において債務負担行為を設定したにもかかわらず、令和2年度末に契約を締結したものの。
13 (準備行為)	三次元放射線治療計画装置保守業務 〔保健衛生局〕 (市立病院病院経営部)	33,880	令和3年度	令和4年度 ～ 令和7年度	三次元放射線治療計画装置の保守管理の委託を行うもの。	さいたま市立病院三次元放射線治療計画装置保守業務	令和3年度予算において債務負担行為を設定したにもかかわらず、令和2年度末に契約を締結したものの。
14 (準備行為)	手術支援ロボット対応手術台保守業務 〔保健衛生局〕 (市立病院病院経営部)	4,840	令和3年度	令和4年度 ～ 令和7年度	手術支援ロボット対応手術台の保守管理の委託を行うもの。	さいたま市立病院手術支援ロボット対応手術台保守業務	令和3年度予算において債務負担行為を設定したにもかかわらず、令和2年度末に契約を締結したものの。
15 (準備行為)	ナビゲーションシステム保守業務 〔保健衛生局〕 (市立病院病院経営部)	7,524	令和4年度	令和5年度 ～ 令和8年度	ナビゲーションシステムの保守管理の委託を行うもの。	さいたま市立病院ナビゲーションシステム保守業務	令和4年度予算において債務負担行為を設定したにもかかわらず、令和3年度末に契約を締結したものの。
16 (準備行為)	放射線治療計画システム保守業務 〔保健衛生局〕 (市立病院病院経営部)	9,567	令和4年度	令和5年度 ～ 令和7年度	高精度放射線治療システムの保守管理の委託を行うもの。	さいたま市立病院高精度放射線治療システム(RGSC外)保守業務	令和4年度予算において債務負担行為を設定したにもかかわらず、令和3年度末に契約を締結したものの。
17 (準備行為)	物品管理業務 〔保健衛生局〕 (市立病院病院経営部)	192,367	令和4年度	令和5年度 ～ 令和6年度	物品(薬品、医療材料等)の管理業務の委託を行うもの。	さいたま市立病院物品管理業務	令和4年度予算において債務負担行為を設定したにもかかわらず、令和3年度末に契約を締結したものの。
18 (準備行為)	歯科用X線CT撮影装置保守業務 〔保健衛生局〕 (市立病院病院経営部)	949	令和5年度	令和6年度 ～ 令和11年度	歯科用X線CT撮影装置の保守管理の委託を行うもの。	さいたま市立病院歯科用X線CT撮影装置保守業務	令和5年度予算において債務負担行為を設定したにもかかわらず、令和4年度末に契約を締結したものの。
19 (準備行為)	福祉及び子育て支援医療費支給データ処理業務 〔子ども未来局〕 (子ども育成部)	3,658	令和4年度	令和5年度	福祉及び子育て支援医療費に係る支給データの処理を行うもの。	令和4年度さいたま市福祉及び子育て支援医療費支給データ処理業務	令和4年度予算において債務負担行為を設定したにもかかわらず、令和3年度末に契約を締結したものの。
20 (準備行為)	福祉及び子育て支援医療費支給データ処理業務 〔子ども未来局〕 (子ども育成部)	2,181	令和5年度	令和6年度	福祉及び子育て支援医療費に係る支給データの処理を行うもの。	令和5年度さいたま市福祉及び子育て支援医療費支給データ処理業務	令和5年度予算において債務負担行為を設定したにもかかわらず、令和4年度末に契約を締結したものの。
21 (準備行為)	浦和東部まちづくり事務所賃借料 〔都市局〕 (まちづくり推進部)	143,640	平成30年度	令和元年度 ～ 令和5年度	浦和東部まちづくり事務所が使用する執務室を賃借するもの。	浦和東部まちづくり事務所賃借業務	平成30年度予算において債務負担行為を設定したにもかかわらず、平成29年度末に契約を締結したものの。

1. 公衆街路灯LED化事業の適正化と再発防止策

(1) 維持管理計画書の内容の明確化（市民局）

- 事務執行の大前提となる維持管理計画書の内容に紛れが生じないように、用語の整理を行うとともに、事業者と市の役割・費用負担を明確化する。具体的には、
- (A) E S C O契約内で、事業者が対応・費用負担する業務
 - (B) E S C O契約内で、市が対応・費用負担する業務
 - (C) E S C O契約とは別に、市が対応・費用負担する業務
- を以下のとおり区分し、維持管理計画書に明記する。

【負担区分表】

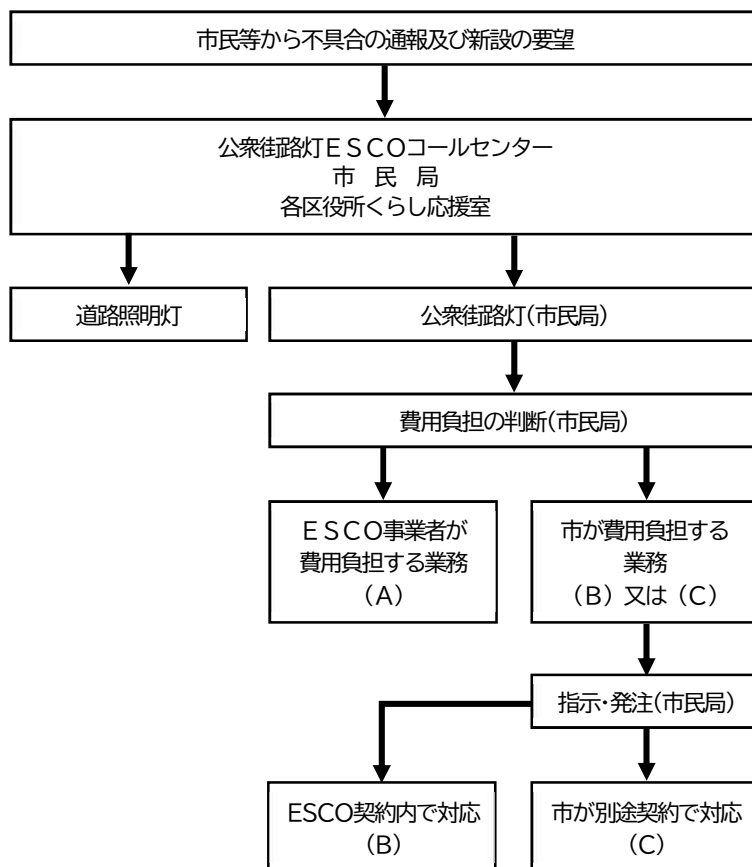
項目	事業者が費用負担	市が費用負担	
	E S C O契約内で対応 (A)	E S C O契約内で対応 (B)	別に対応 (C)
修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・E S C O設備のうち、移設・撤去以外の修繕（一斉LED化で設置した灯具及び付帯設備、事業期間開始時点までに事業者が新設した独立柱） ・既設LED公衆街路灯のうち寿命期間経過前の灯具の修繕 ・新設LED公衆街路灯の灯具の修繕 ・開発行為等により市に移管されたLED公衆街路灯の灯具の修繕（あらかじめ定めたメーカーのみ） 	<ul style="list-style-type: none"> E S C O設備を除く公衆街路灯のうち ・不点灯、昼間点灯、故障対応の軽易作業 ・電力契約の申込 ・管理番号発番 ・管理プレート取付 ・公衆街路灯データの維持管理 ・自動点滅器不具合 ・各種確認及び登録 ・その他緊急対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・不点灯、昼間点灯、故障対応のうち、有償対応分（灯具を除く付帯設備の故障など） ・移設 ・撤去 ・角度調整 ・アーム取付 ・ルーバー取付 ・照度アップ又はダウン ・消灯・再点 ・電線張替 ・独立柱の調査・撤去・建替 ・デザイン灯の修繕
新設	—	・灯具及び付帯設備の設置	・独立柱新設

- LED公衆街路灯の新設は、原則として10VA電柱共架とすること、また、独立柱の新設は、市がE S C O契約とは別に対応することを維持管理計画書に明記する。なお、市がE S C O契約とは別に対応する業務に係る契約（C）は、競争入札による。
- 完了報告について、事業者は写真を添付すること、また、新設の検査について、市は現地確認を実施することなど、維持管理計画書に明記する。

（令和5年11月から実施）

(2) 執行体制の適正化（市民局）

- 市民等からの公衆街路灯に係る不具合の通報や新設の要望の受付から始まる一連の過程について、以下のフローのとおり見直し、市民局において、費用負担の判断も含め、一元的な執行管理が可能な分かりやすい体制を構築する。



- 市民局における費用負担の判断に当たっては、負担区分表（前述の1（1））の区分に応じたチェックリストに基づき確認を行うとともに、事業者による確認も行い、執行状況を共有する。
- 「ESCO契約内で、市が対応・費用負担する業務」(B)については、計画上限額を超過することがないように適切に執行管理を行う。
- 毎年度の計画上限額は、効率的かつ効果的な執行の観点から、新設に係る計画上限額と修繕に係る計画上限額の合算での運用とする。
- 事業者は、毎月完了報告書に写真を添付の上、完了報告を行い、市民局は、これに基づき履行確認を行う。新設については、各区くらし応援室の協力を得て、現地確認を実施する。

（令和5年11月から実施）

(3) 事業者と市の役割・費用負担を踏まえた今後の適切な予算措置（市民局）

- 「E S C O契約とは別に、市が対応・費用負担する業務」(C)に必要な予算については、制度設計上、本来的には適切に措置すべきものであるにもかかわらず、これまで措置していなかったことが、今回の事態を招く要因にもなっていると考えられるため、今後、所要額を精査の上、適切に措置する。
- また、E S C O契約に係る予算とは別に、独立柱の設置やデザイン灯の修繕等のために措置している予算では、例年不用が生じており、今後、過去の実績等を踏まえ、所要額を精査の上、適切に措置する。
- なお、「E S C O契約とは別に、市が対応・費用負担する業務」(C)について、令和5年度末までに必要な予算は、厳に精査の上、上記を踏まえ、適切に対応する。

(令和6年度当初予算から実施)

(4) 実施状況の見える化（市民局）

- 議会や市民に対する信頼回復に資するよう、公衆街路灯の維持管理（新設及び修繕）に係る実施状況を、毎月市ホームページに掲載し、公表する。

(令和5年11月から実施)

(5) 市民局におけるコンプライアンスの確保（市民局）

- 市民局職員の予算や契約管理に関する基本的事項の習得・確認を促進するため、局内において「契約事務の手引」や「支出事務の手引」等の全庁向け事務マニュアルを活用した独自研修を実施する。
- 市民局職員は、担当業務に関連する研修に積極的に参加するとともに、局長以下管理職は、職員に対し研修受講の働きかけを行う。
- 組織として、文書による事案の処理を徹底する。
- 各職員が、内部の意思決定手続を含め、法令等の根拠規定の確認を徹底する。
- 決裁過程において、必要なチェックリストを作成し、適正性を確認する。

(令和5年11月から実施)

2. 全庁的な再発防止策

(1) 予算執行段階における再発防止

○ 予算編成における事業内容の確認・精査の徹底（財政局）

- ・ 各局等は、債務負担行為に基づく契約を踏まえた歳出予算の要求を行う場合には、契約内容等の確認を徹底した上で、財政課に対し、歳出予算見積書の附属資料として契約書の写しを提出し、財政課において事業内容の確認・精査を徹底する。
- ・ 財政課は、各局等に対し、債務負担行為に基づく契約等について、次年度に将来債務の増額等を伴う変更を予定している場合は、追加の債務負担行為予算見積書の提出をする必要があることを周知徹底する。

（令和6年度当初予算編成から実施）

○ 組織的なチェック体制の確保（財政局）

- ・ さいたま市予算規則（平成13年さいたま市規則第60号）を改正し、債務負担行為の執行に関する事項等について、財政局長又は財政課長合議の対象とする。
- ・ 各局等は、支出負担行為（執行伺、契約伺及び変更伺）の決裁時に、財政局長又は財政課長に合議を行う。
- ・ 上記の合議を行う際には、決裁書類に「債務負担行為に基づく予算執行チェックシート」を添付することとし、債務負担行為の設定年度や契約等の履行期間、執行額、契約予定日等の確認を行う。

（令和5年11月から実施）

(2) 最終的な支出段階における再発防止

○ 支払帳票の審査における債務負担行為の設定の確認（出納室）

- ・ 支出帳票の審査において、新たに添付される「債務負担行為に基づく予算執行チェックシート」と照合を行い、債務負担行為の設定年度や契約等の履行期間、執行額、契約日等の確認を行う。

（令和5年11月から実施）

(3) 決算段階における確認・再発抑止

○ 債務負担行為設定事業の確認に資する決算資料の調製（財政局）

- ・ 「主要な施策の成果を説明する書類」である「行政報告書」における事務事業の説明内容を工夫し、債務負担行為設定事業であるか否かを確認することができるよう、調製する。各局等は、これを念頭に適切に当該年度中の事務執行を行う。

（令和5年度決算から実施）

(4) 組織的なコンプライアンスの確保

○ 内部統制のモニタリングにおける「全庁共通リスク」の見直し及び各局等におけるリスク対策の支援（総務局）

- ・ 内部統制のモニタリングにおける「全庁共通リスク」に、「債務負担行為の未設定」に関するリスクを新設し、制度所管課が、リスク対応策が有効に作用しているかについて、振り返り又は自己評価を定期的・継続的に実施する。
- ・ 庁内情報紙や例月の事務処理ミス of 庁内周知等において、事務マニュアル等の見直し及び事務点検の実施について周知を行い、各局等におけるリスク対策として業務手順の適正化を促進する。

（令和5年11月から実施）

○ 複雑・高度な内容の新規契約におけるリーガルチェックのための顧問弁護士を含む専門家による法律相談等の活用（総務局）

- ・ E S C O 契約のような複雑・高度な内容の新規契約について、契約締結前のリーガルチェックのため、顧問弁護士を含む専門家による法律相談等の活用を促進する。
- ・ 当該法律相談等に当たっては、制度所管課が原則同席するなど、情報共有を密にし、組織的な対応や知識の向上を強化する。

（令和5年11月から実施）

○ 管理職特別研修の実施（総務局・財政局）

- ・ 課長級の職員等を対象に、管理職として、職場における内部統制と財務・契約に関する必要な知識と技術を習得し、マネジメント能力を強化するため、管理職特別研修を実施する。

（令和5年11月に実施）

○ 地方自治法研修の実施による基本的な法務知識の向上（総務局）

- ・ 全職員を対象とする主管課研修において、地方自治法の財務規定に係る基本的な事項の習得・確認を促進するため、地方自治法研修を実施する。

（毎年度実施）

○ コンプライアンス・財務実務・契約実務に関する研修の実施（総務局・財政局）

- ・ 課長級以下の職員等を対象に、コンプライアンスや予算、契約管理に関する基本的事項の習得・確認を促進するため、研修を実施する。

（毎年度実施）

○ 「契約事務の手引」等の全庁向け事務マニュアルの改正（財政局）

- ・ さいたま市予算規則の改正により債務負担行為の執行に関する事項等を財政局長又は財政課長合議の対象とすることに伴い、「契約事務の手引」において、債務負担行為に基づく契約行為の手続や契約内容の履行確認等について確認的に加筆・修正を行い、各局等に対し、周知徹底する。

（令和5年11月から実施）

○ 「支出事務の手引」等の全庁向け事務マニュアルの改正（出納室）

- ・ 債務負担行為に基づく契約等の支出命令書に、「債務負担行為に基づく予算執行チェックシート」を添付するよう「支出事務の手引」の見直しを行い、重点的な審査を行う。

（令和5年11月から実施）

○ 各局等における業務特性を踏まえた事務マニュアル等の見直し（各局等）

- ・ 各局等において、債務負担行為に係る誤認や予算関係事項に係る合議漏れ等が生じることのないよう、改めて適正な手続の確認・周知を徹底するとともに、必要に応じ、それぞれの業務特性を踏まえた事務マニュアル等の自主的な見直しを行う。

（令和5年11月から実施）

（5）定期監査の充実・強化

○ 定期監査における監査の着眼点の追加（監査事務局）

- ・ 定期監査の実施に当たり、抽出した債務負担行為を伴う財務事務について、「議会の議決を経ているか」を確実な確認事項とするため、着眼点に追加する。

（令和5年10月から実施）

以 上